

ニュースリリース

Louise Collins, Tradeweb +44 (0)20 7776 0943

Louise.Collins@Tradeweb.com

Angeliki Kallipoliti, Tradeweb +44 (0)20 7776 0958

Angeliki.Kallipoliti@Tradeweb.com

トレードウェブ上にて電子取引基盤（ETP）規制施行後初の円金利スワップ取引を執行

トレードウェブ、電子取引基盤運営業者として金融庁に登録を完了

ロンドン／東京（2015年9月1日） - 債券・店頭デリバティブ・ETFの電子取引で世界をリードするトレードウェブは、本日施行の店頭デリバティブ電子取引規制を受け、当規制対応の取引が自社電子取引基盤（ETP）上で初めて執行されたことを発表しました。その他にも、トレードウェブのETP上で多数の取引が執行されました。トレードウェブはお客様の新規制への対応を実現し、柔軟で効率的な取引ワークフローとポストトレードの処理・報告サービスを提供しています。

トレードウェブの電子取引基盤（ETP）には18社のディーラーが参加しており、取引執行者は引合方式（RFQ）またはオーダーブック方式で円金利スワップ取引を行うことができます。また、ブロックサイズ以上のボイス取引を成立させることを可能にしています。取引執行後は、取引情報がリアルタイムでミドルウェア・プロバイダーに送信され、日本証券クリアリング機構（JSCC）で清算されます。取引情報の報告が義務付けられているものについては、トレードウェブのデータ・パブリケーション・ポータルであるInSiteに表示されます。

トレードウェブのマネージング・ディレクター兼アジア総括責任者を務めるアンドリュー・バーナードによると、「市場は以前から店頭デリバティブ取引規制の導入に向けて準備しており、規制導入前からすでに電子取引への移行が見られました。」「お客様の規制順守が可能な限り容易になるように、弊社の電子取引プラットフォームは円金利スワップ取引の執行、処理、報告に役立つソリューションとして設計されています。また、弊社のプラットフォームを使用することにより、金融機関はトレーディング部門の効率性の改善とリスクの低減を図ることができます。」

金融庁による取引規制施行の本日以降、大手金融機関同士が行う一定の店頭デリバティブ取引は電子取引プラットフォームの利用が義務づけられ、電子取引基盤運営業者による報告義務が課されます。この規制の対象となるのは、店頭デリバティブ取引の残高が6兆円以上の金融機関同士が行う年限5年、7年、10年の円金利スワップです。これ以外の円建て

のスワップ取引についても電子取引プラットフォームを通じた取引が可能ですが、報告義務はありません。

トレードウェブが 2005 年に店頭デリバティブ市場を創設して以来、400 社以上の機関投資家がトレードウェブのプラットフォームを通じて、想定元本 18 兆ドル超、30 万件ものデリバティブ取引を行ってきました。2014 年 6 月には、本邦金融機関による、JSCC で精算された初めての円金利スワップ取引がトレードウェブ上で執行されました。

トレードウェブについて

トレードウェブは、世界で最も効率性の高い多くの金融取引市場を構築、運営し、債券・店頭デリバティブ・ETF の市場に高い透明性と効率性を実現してきました。テクノロジーを応用して取引プロセス全体の効率性を高めることを重視し、他社に先駆けて債券取引のストレート・スルー・プロセッシングを実現したほか、現在では 20 種類以上のアセットクラスの電子取引の執行、取引処理、ポストトレード分析、マーケット・データ・サービスを総合的なワークフローに沿って提供しております。トレードウェブ・マーケットは、機関投資家向けサービスだけでなく、インターディーラー市場向けサービスである Dealerweb、および米国リテール証券向けサービスである Tradeweb Direct を提供しています。Tradeweb は債券やデリバティブの店頭取引市場の進化を推進し、柔軟性に富む取引アーキテクチャや、効率的かつ透明性が高い市場を常に開発し続ける企業として、高い評価をお客様から頂戴しております。

詳しくは、弊社のサイト www.tradeweb.com をご覧ください。